

伊奈町事業者応援プレミアム付商品券事業 特定事業者募集要項

1 趣旨

伊奈町商工会（以下「商工会」という）が実施する「伊奈町事業者応援プレミアム付商品券事業」の特定事業者（以下「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期限

令和2年8月18日（火）

3 商品券の使用期間

令和2年10月1日（木）から令和3年2月28日（日）まで

4 商品券の種類等

商品券は、「共通券」（登録店全てで使用可能）500円券8枚と「地元応援専用券」（町内中小企業等の店舗でのみ使用可能）500円券6枚の2種類計14枚を1セット7,000円分を5,000円で販売。

5 「共通券」と「地元応援専用券」の対象者

「共通券」のみ使用できる店舗は、町内大型店舗、チェーン店（直営店）、町外店舗とする。

「共通券」及び「地元応援専用券」の使用できる店舗は、上記店舗以外の町内中小企業等店舗とする。

6 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融機関
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (6) その他、商工会が適当でないと認めたもの

7 取扱店の登録資格

商工会が発行する伊奈町事業者応援プレミアム付商品券を取り扱うことのできる事業所の登録資格は伊奈町内外の本事業の登録事業所とする。

なお、取扱店は、商品券の換金を商工会で行うため、下記金融機関の伊奈支店の預金口座を持っていない場合は、予め開設しておく必要があります。

<金融機関>

- (1) 埼玉りそな銀行 伊奈支店
- (2) 武蔵野銀行 伊奈支店
- (3) 埼玉縣信用金庫 伊奈支店

8 利用済み商品券の換金等

換金期間は、令和2年10月8日（木）から令和3年3月8日（月）（予定）。なお、「地元応援専用券」は、換金の際に10%の上乗せをする。

※大量に換金する場合は、事前に商工会と調整が必要となります。

※終了日は変更になる可能性があります。

9 取扱店の責務

- (1) 新しい生活様式に対応した、新型コロナウイルス感染症防止対策等を講じること。
- (2) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商工会が配布するポスター等を利用者に見やすい場所に掲示すること。
- (6) 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店等の記載またはゴム印を押印すること。
- (7) 他店の記載または押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (8) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に連絡すること。
- (9) 商工会並びに伊奈町が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力をすること。
- (10) 本要項に定める項目及び商工会からの指示を遵守すること。

10 取扱店募集の周知方法

- (1) 伊奈町ホームページ掲載
- (2) 商工会会報掲載
- (3) 商工会ホームページ掲載
- (4) その他

11 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、持参により伊奈町事業者応援プレミアム付商品券特定事業者登録証明書兼誓約書（様式1）を商工会に提出し、商工会長の承認を得るものとする。
- (2) 商工会は、承認した事業所等へ伊奈町事業者応援プレミアム付商品券特定事業者登録証明書を発行する。
- (3) 商工会は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材（ポスター、のぼり等）を配布する。

12 登録取扱店の周知

- (1) 対象者への購入引換券交付申請書送付時及び購入引換券送付時に、取扱店の一覧を同封 ※申込時期により掲載が間に合う店舗のみ
- (2) 伊奈町ホームページに掲載
- (3) 商品券購入時に取扱店の一覧を配布
- (4) その他

13 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は、下記のとおりとする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数料は無料とする。

※登録にかかる費用について、会員事業所は無料。非会員事業所は、法人事業所 30,000円、個人事業主 10,000円を事前に商工会へ納入する。

14 取扱店資格の喪失

商工会は、本要項7に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

15 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。
共通券のみ使用できる店舗が地元応援専用券を受け取った場合は換金できません。

16 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。